

岩内町デマンド交通システム導入等業務委託仕様書

1 委託業務名

「岩内町デマンド交通システム導入等業務」（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

本業務は、岩内町地域公共交通計画 基本方針1「持続可能な公共交通の実現に向けた町内交通ネットワークの形成」に基づき、岩内町内における交通空白地域の解消及び公共交通の効率的な運行及び持続可能な公共交通の維持のため、A I オンデマンド交通による実証運行による空白地帯の解消や潜在的公共交通ニーズの調査のほか、既存交通体系が抱える課題など、複合的な課題の解決を主たる目的とし、同時に地域公共交通の利便性向上や、公共交通計画の改定を見据えた人流・交通データの収集など、地域の移動ニーズを踏まえた持続可能な公共交通の維持・確保を図ることを目的としている。

3 契約期間

契約締結の日から令和8年1月30日まで。

ただし、A I オンデマンド交通に係る運行システムの初期構築及びセットアップ等については、契約締結日の翌日から令和7年9月30日までとし、実証実験運行にかかる運行システムの稼働及び保守、運用支援については、令和7年10月1日から令和7年12月29日までとする。

4 委託場所

北海道岩内町内

5 業務内容

委託業務の内容は、以下に示される事項とする。

○基本要件（全体）

（1）A I オンデマンド交通システムの導入

①A I による効率的な配車と運行ルートを即時に作成するデマンド型乗合予約システムであり、クラウド型システムで構築されていること。

②電話予約とオンライン予約の双方が可能であること。

なお、電話予約に際しては運行業務受託者が設置するコールセンターにて行うものとする。

③システムに蓄積された利用者データ・乗降データ・運行データの確認ができ、更なる利用促進に向けた運行方法の改善検討等に活用できるシステムとすること。

- ④乗降場所は町の意向や住民ニーズに合わせ設定する。なお、乗降場所は追加・利用停止ができるシステムとすること。
- ⑤運賃収受は現金支払い他、岩内町にて活用中のキャッシュレス決済アプリでの支払いも可能とする。
- ⑥個人情報を保護できるシステムとすること。
- ⑦運行業務は、岩内町が別途契約する事業者が行い、運行車両は1台を予定している。

(2) 共創プロジェクト支援

共創プロジェクト構成員および地域関係機関との連携を図り、利用促進にとどまらず地域振興や社会福祉に資する連携施策の実施を支援するものとする。

- ①共創連携施策の実施検討体制構築・内容検討および企画・運営の支援をすること。
- ②地域住民や関係機関等に対し、事業の理解促進を図りながら取組を行うこと。

(3) プロジェクト運営支援全般

①業務進捗管理

岩内町と連携体制を構築し、運用開始日までのテスト、導入作業、導入後の運用等を含む運営全般のサポートを行うこと。

②地域合意形成に向けた支援

地域住民や関係機関等に対し説明会や意見交換会の実施のほか、アンケートの実施など、事業の理解促進を図り持続的な運行を見据えた取組を行うこと。

なお、住民説明は高齢者団体や子育て支援施設等2所程度を対象にそれぞれ1回ずつ、共創パートナーとなる関係機関との意見交換は最低各1回程度実施すること。

③運行体制構築に向けた支援

運行事業者に対して行うシステムの操作研修の実施及び運行体制に関する相談・支援を行うこと。

④運行における評価検証及び改善に対する支援

運行実績より抽出される各種データを踏まえ運行の効率化に向けた評価検証及び改善に対する支援を行うこと。

⑤アンケート実施・結果分析に係る相談・支援

利用者に対して実施するアンケート調査の集計・結果分析を支援すること。

⑥実証運行による他公共交通機関への影響や人流変化などの検証が行えること。

⑦利用者の増加につながる支援

利用者促進につながるパンフレットの作成をすること。(部数：1000部)

⑧データ取得支援

GPS等を活用したマクロデータを取得し、分析内容に反映させること。

○A I オンデマンド交通システム詳細要件

(1) 基本機能（予約・配車・運行管理）

- ①A I を活用した効率的な自動配車、自動ルート生成、運行指示を可能としたシステムとすること。
- ②利用者の登録(氏名、生年月日、住所、連絡先等)ができること。
- ③予約はオンライン及び電話双方で可能であること。また、即時予約・事前予約の双方の機能を有し、ユーザーが選択することができること。なお、即時予約については、運行に支障がないよう、受付時間を限定することを想定している。
- ④電話での予約時に、オペレータにおいてシステムへの利用登録ができること。

(2) 予約システム（予約アプリ）

- ①予約の確定及び予約状況の確認、予約のキャンセルができること。また、乗降地点の確認ができること。
- ②乗車人数、乗車または降車希望時間を任意に指定することができること。
- ③オペレーターからドライバーへ簡潔に連絡（電話やテキストメッセージの送受信等）できること。
- ④アプリケーションはウェブアプリ・ネイティブアプリを問わないが、ネイティブアプリは iOS 及び Android に対応すること。
- ⑤電話での予約は平日のみ 9 時から 17 時、オンラインでの予約は平日・休日ともに 24 時間受け付けできるものとする。

(3) ドライバーシステム（車載器アプリ）

- ①利用者の乗降地点及び運行ルートの表示などドライバーに対するナビゲーション機能を有すること。
- ②予約受付時に車載器からドライバーに通知する機能を有すること。なお、車載器は運行車両数とする。
- ③利用者に関する運行上必要な情報を表示する機能を有していること。
- ④オンライン回線のトラブル等でシステムサーバと通信ができない場合には、オペレーターとドライバーの連携により状況に応じて運行を実施できるようにすること。
- ⑤運行車両毎に休憩時間を含むシフト登録が可能であること。
- ⑥アプリケーションはウェブアプリ・ネイティブアプリを問わないが、ネイティブアプリは Android に対応すること。

(4) 管理者システム（オペレータアプリ）

- ①指定の URL にアクセスすることで利用ができること。
- ②運行車両の予約状況及び現在地を確認できること。なお、配車された複数車両の位置情報、乗車位置や送迎の順番を地図上に同時に表示可能なこと。
- ③予約情報の登録、削除ができ、車載器に予約の確定、変更を通知できること。また、任意のタイ

ミングでも連絡できること。

- ④コールバックが必要な予約一覧を表示できること。
- ⑤予約時に運行時刻を、利用者に通知できること。
- ⑥地図上で乗降地点の位置を確認できること。
- ⑦利用者及び乗降地点の情報を登録、更新、利用停止できること。
- ⑧運行日別の運行スケジュールが確認でき、運行予定ファイルを出力できること。
- ⑨運行日別、号車別の運行ルートを地図上で確認できること。
- ⑩車両の稼動時間を日毎に管理できること。
- ⑪予約時の業務連絡を車載器へ通知できること。
- ⑫利用者の乗降状況が確認可能なこと。
- ⑬オペレータ情報を登録、更新、削除できること。
- ⑭車載器のアカウント情報を登録、更新、削除できること。
- ⑮運行エリアや運行ルールを登録、更新、削除できること。
- ⑯下記データをファイル出力できること。
 - ・運行実績
 - ・日報（指定日の利用人数、料金の表示等）
 - ・利用者属性（利用者の居住区域・性別・年代等について日・月での表示）
 - ・総括表（利用者数、運行日数、平均乗車数、一日の最大最小乗車数の表示等）
 - ・車両別料金別利用者数（車両毎に受け取った料金と利用者数を表示）
 - ・運行区域別時間帯別平均利用者数（運行区域毎、時間帯毎に平均利用者数を表示）
 - ・車両走行範囲
- ⑰利用者ごと・予約ごとに料金を管理できること。
- ⑱条件に合わせて料金が自動で設定できること。
- ⑲予約受付は電話番号、氏名などいずれかの方法で検索が可能なこと、また簡易に検索が可能なこと。

（５）操作説明・研修

- ①町や運行事業者を対象として、オペレータ・管理者向け操作研修１回、ドライバー向け操作研修１回を実施すること。また、必要に応じ模擬運行（テスト運行）も実施すること。
- ②上記①の研修は、原則として受講者が端末を実際に操作して行う内容を含んだものとする。
- ③研修で使用する資料は受託者が用意すること。

（６）運用保守等

システム導入後の基本運用保守サービスとして、以下のサポート仕様で問合せに対応する。

- ①サービス内容に関する問い合わせ窓口及び不具合に関する問合せ窓口を設けることとする。

- ②サービス内容に関する問い合わせ対応は、平日 9 時から 17 時までを基本とし、電話にて対応するものとする。ただし、土日・祝日・年末年始（12/31 から 1/3）は対象外とする
- ③システムの不具合に関する問合せ対応は、24 時間 365 日とし、電話にて対応するものとする。
- ④システム障害が発生した際は、速やかに復旧の措置を講じ、障害の原因や対応状況について、復旧までの間、町に随時報告する体制を整えること。
- ⑤システムにおけるアプリ・ブラウザソフト等のソフトウェアにバージョンアップがあった場合、必要な対応を行うこと。
- ⑥システムの利用に当たっては、ID とパスワードによる認証あるいはこれに類する認証を必須とすること。
- ⑦システムへの不正アクセスに対して適切な対策を講じてセキュリティを高め、必要に応じて町に連絡する体制を整えること。

6 打合せ

本業務を適切かつ円滑に実施するため、業務着手時及び実施中における協議、打合を綿密に行い、その都度受託者が記録し、相互に確認するものとする。

7 完成検査

受託者は、業務完了報告書を提出する際には、事前に契約書類及び仕様書にて義務付けられた資料の整備をすべて完了し、町に提出しなければならない。また、町の立会いのもと、完成検査を実施するものとする。検査の結果及び成果品納品後に不備又は誤りが発見された場合、受託者は速やかに修正しなければならない。

8 成果品の帰属

本業務の成果品に係る権利は、全て委託者に属するものとし、受託者は、委託者の承認を受けないで成果品の全部又は一部を他に使用し、貸与し、又は公表してはならない。

9 成果品の提出

成果品は、下記の内容とする。

- ①実施計画書
- ②交通・人流データ分析による町内路線ネットワーク再編レポート
- ③実績報告書
- ④打合せ記録簿
- ⑤構築したシステムに関する機能、操作等に関する説明資料
- ⑥システム機器一式
 - ・庁内タブレット端末

- ・ウイルス対策ソフト
- ・カーバッテリーアダプター
- ・乗合タクシー車両用決裁端末

※なお、決裁端末については既存アプリとの連携が必須のため、岩内町との協議のうえ購入すること

⑦住民配布用パンフレット

⑧各種交通データ及び・人流データ等を統合し一元的に閲覧可能なダッシュボード

10 業務遂行における連絡・調整

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と町は常に密接な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受託者がすべて議事録に記録し相互に確認すること。

11 資料の貸与

業務の実施において必要となる町所有の関連図書、関係資料等は、町が貸与するものとする。資料等の貸与を受ける場合はそのリストを作成し、貸与された資料については、必要がなくなった時点又は業務完了時にすべて返却するものとする。町が提供した電子データについては取扱に注意する。

12 再委託

受託者は、本業務を第三者に再委託することはできない。ただし、再委託により効果的に業務の目的の達成が図られるもので、あらかじめ町の承諾を得たときはこの限りではない。その場合、費用の合計額の50%を超えるものを第三者に再委託、または請け負わせることはできない。

13 守秘義務

受託者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。

14 その他

- (1) 本業務は、国土交通省「地域公共交通確保維持改善事業費補助金（「交通空白」解消等リ・デザイン全面展開プロジェクト）」を活用した事業であるため、当該補助金の交付要領等により、補助金の目的や性格を十分理解して業務を行うこと
- (2) 運行区域は町の想定する範囲を網羅し、受託者として専門的立場から利便性・運行効率性を踏まえた運行範囲の提案を行うこと。
- (3) 乗降場所設置の際は、道交法上の問題がないかを確認するとともに、所管の警察署への確認を行った上で設置可否を判断し、乗降および運行の安全性担保に努める対応を行うこと。
- (4) 乗降場所の追加については、住民からの希望を踏まえ、町と受託者協議の上、道交法上の問題や安全性を考慮し、決定するものとする。

- (5) 本業務の遂行にあたっては、関係法令及び条例等を遵守するとともに、業務を履行するための個人情報取扱について、町が定める規定及び各種法令等を遵守すること。
- (6) 成果物 において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何らかの申し出がなされた場合は、全て受託者の責任において対処すること。
- (7) 受託者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに町と協議し、業務を遂行することとする。

以上

別紙

A I デマンドタクシー実証運行の概要（予定）

① 運行日時

令和7年10月1日（水）運行開始 から 令和7年12月29日（月）
月・水・金・土・日とし、午後1時00分から午後4時00分までを想定している。

② 運行エリア

岩内町内全域

③ 運賃

一律協議運賃 200円
小学生以下 無料（小学6年生以下）
障がい者（身体・知的・精神）手帳保持者及び介助者 無料

④ 精算方法

現金支払
コミュニティバス等無料乗車券・無料回数券
キャッシュレス決済（TicketQR）

⑤ 乗降場所

ドア toFIX（停留所）方式をとり、町内に停留所を設置し、自宅から目的までの輸送を行う。

⑥ 運行事業者

町内タクシー事業者（運行业務委託予定）

⑦ 運行車両

運行事業者所有のジャンボタクシー型車両1台（定員9名）

⑧ 利用者

事前会員登録を行った町内登録者

⑨ 予約方法

スマートフォンアプリ、WEB、電話

⑩ コールセンター（予約受付窓口）

運行事業者事業所に設置